平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号 遺伝子組換えイネ野外実験差 止等請求事件

原 告 山田 稔ほか22名

被 告 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構

原告準備書面 (22)

2009年3月25日

新潟地方裁判所高田支部 民事部 御中

原告代理人	弁護士	安	藤	雅	樹
	同	神	Щ	美 智	子
	同	柏	木	利	博
	同	光	前	幸	_
	同	近	藤	卓	史
	同	竹	澤	克	己
	同	伊	達	玄 隹	介
	同	冒	Щ	喜久	雄
	同	馬	場	秀	幸
	同	若	槻	良	宏
	同	柳	原	敏	夫

- 第1 被告準備書面40,41に対する反論
 - 1 同書面40は佐藤教授からの平成21年3月11日付回答を確認する 以前に作成され,同41は確認後に作成されたもののようである。

そのうえで、被告は、佐藤鑑定が「所要の結果を得て、適正に終了したことは、もはや議論の余地のないところ」としている(書面41の2ページの冒頭)。

- 2 しかし,佐藤教授の回答書は,その末尾に「イネ植物体からのディフェンシン溶出に関しての最終的な鑑定報告をとりまとめることはできませんでしたが,当初,我々が想定していたほどは,ディフェンシンがイネ植物体内に蓄積していないこと,また,植物体内に存在したタンパク質の多くは今回の溶出実験の条件では速やかに吸着あるいは分解等によりその存在量が減少するということは明らかになった」と単純かつ明快に記されている。
- 3 本鑑定の目的は、「被告が実験栽培したGMイネの茎葉からディフェンシンがイネ体外に溶出するか否か」である。佐藤鑑定は、この目的事項に関しては、「最終的な鑑定報告をとりまとめることができなかった」と述べておられるのである(その主原因が、抗体の特異性の低さと、提供されたイネの予想を下回ったディフェンシン生産量であったことも、同回答書を一読すれば理解できる。)。

そして,佐藤教授は本鑑定で明らかになったこととして,以下の2点を記されている。

GMイネには、ディフェンシンが、予想していたほどには、イネ植物体内に蓄積していない(ただ、この事実は、被告の開発したGMイネ全般についてのことか、提供されたイネだけの特異的な現象かは不明)。

植物体内に存在したタンパク質の多くは今回の溶出実験の条件では 速やかに吸着あるいは分解等によりその存在量が減少する。

被告は,この2点をもってして,「所要の結果を得た」と本当に考えているのであろうか。

第2 佐藤鑑定の詳細についての評価について

- 1 被告は上記2通の準備書面と大島陳述書(乙111号証)において, 佐藤鑑定の内容について評価・判断を加えている。しかし,被告の論述 は,佐藤鑑定が「所要の結果を得て,適正に終了した」と強弁したいが ためか,いたるところ牽強付会で,到底,納得できるものではない。
- 2 その一例をあげると、被告は、水田水の鑑定とイネ茎葉からの溶出鑑定について、前者を主実験、後者を補助実験と命名し、あたかも、本鑑定の主目的が水田水の鑑定にあったかのごとく論述している。

しかし,これは事実に全く反する。当事者間でそのような合意がなされたことは一切ない。

本鑑定は、本来、黒田実験(乙19、25)の検証を縁由としたGMイネ茎葉を使用してのディフェンシン溶出実験であった。原告らは、水田水に関しては、これが長期間(平成18年9月19日から鑑定データ1の平成20年8月13日までの2年弱)保管されたものであるため、たとえディフェンシンが溶出していたとしても既に分解されている可能性が極めて高いと考え鑑定の必要性はない旨を主張していたが、被告が鑑定を強く希望したことから、茎葉からの溶出実験が行われるのであればあえて拒否することもないと考え、鑑定に付加することを同意したにすぎない。つまり水田水の鑑定こそ補助実験にほかならない。もし被告がこの経緯を忘却し、上記のような正反対の誤記述になったのであれば、被告から、裁判所に確認されたい。

なお、本鑑定報告書2頁、同9~10頁が、また本回答書3頁末尾でも、たかだか48時間=2日間の浸せきをしたGMイネ茎葉の溶出実験の結果、《ディフェンシンを含む多くのタンパク質(原告代理人注:鑑定人の計算によればイネ体外に溶出したタンパク質の99.97%)は今回の漏出実験では処理中に分解されている可能性が高いと推測された》(本鑑定報告書2頁19~20行目)と指摘されていることは、2日間ではなく約2年間の経過を経た水田水の評価(たとえディフェンシンが溶出していたとしても既に分解されている可能性が極めて高いという評価)に対しても有益な知見を提供するであろう。

3 もとより、佐藤鑑定は専門的・技術的な鑑定であるから、正確な理解には専門家の助言が必要であるが、その最善の方策は、佐藤教授から直接、門外漢として不明な点をお聞きすることである。被告が、佐藤鑑定の理解・評価をめぐってこのような専門論争を求めるのであれば、佐藤教授を鑑定証人としてお招きすることを提案したい。そうすれば、時間も節約されるし、裁判所を不毛な議論に巻き込むことなない。

以上